

(別紙)

軽自動車税の減免について

身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により軽自動車税を減免します。

◆申請期限 **令和8年5月25日(月)まで** (※期限後は、受付できません。)

<減免の対象となる軽自動車>

その1 (障がい者の移動のための軽自動車)

軽自動車の 運転者	軽自動車の 所有者	使用の 目的	必要書類	減免台数
障がい者本人	障がい者本人	問わ ない	① 身体障害者手帳、戦傷・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ② 車検証 ③ 運転免許証 (マイナ免許証) ※マイナ免許証にて申請の際はご来庁前に免許証画面を表示できるようご準備をお願いします。 ④ 納税通知書	障がい者1人につき、 <u>1台のみ</u> 。(普通自動車税減免者は対象外)
	生計を一にする者		上記①～④に加えて、障がい者本人が、生計を一つにする者と別居の場合、生計同一が分かるもの。「健康保険等の資格確認書」、「源泉徴収票」等。	
障がい者本人と生計を一にする者	障がい者本人または生計を一にする者	障がい者本人のため	上記①～④に加えて、障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が運転する場合は、常時介護証明書が必要です。	
障がい者のみで構成する世帯を常時介護する者	障がい者本人または常時介護する者	障がい者本人のため	上記①～④に加えて、障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が運転する場合は、常時介護証明書が必要です。	

その2 (障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車)

・構造上専ら身体障がい者の利用に供するためのもの

(車検証の車体の形状欄に『車いす移動車』等と記載されているもの又は写真等で身体障がい者用構造と確認ができるもの)

障がい者等の利用のみに供されるもの (8ナンバー・その他)	◆必要書類 ①車検証 (車検証「形状欄」に記載がない場合は、福祉車両であることがわかる契約書または資料など) ②写真 (ナンバープレート部分及び身障者用構造部分、車両全体の写真) ※ただし、車検証の「車体の形状」欄に『車いす移動車』、『身体障がい者輸送車』、『患者輸送車』、『入浴車』の記載がある場合は不要です。
----------------------------------	--

※この文書は、前年度に軽自動車税について減免を受けられた方へ送付しています。前年度と障がい等級が変わった場合は、裏面にて減免に該当しているか確認をお願いします。